

福島復興再生特別措置法 産業復興・中小企業等支援税制について

平成30年3月
福島県

1. 福島県内における課税の特例の全体像

避難地域12市町村

福島特措法

【対象地域】

- 避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を含む)
 - 避難指示解除準備区域
 - 居住制限区域
 - 認定特定復興再生拠点区域
- ◎ 除染・インフラ復旧が、前提条件
- ☆ … 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町においては、認定特定復興再生拠点区域を策定済み



凡例

- 旧緊急時避難準備区域(避難解除区域)
- 避難解除区域
- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域

- ※ 対象となる地域は、
- ① 事業実施場所の避難指示解除時期
 - ② 利用する特例の種類
 - ③ 特例利用者
- によって異なります。
(注) 事業実施場所の避難指示が継続している場合は、無期限で対象となります。

県内その他の市町村

福島特措法・復興特区法

【対象地域】

☆H33.3.31まで

〈農林水産業〉

- 農業振興地域のうち、山林、風致地域、公園、墓地、緑地を除いた地域等
- 漁港周辺等



〈製造業〉

- 復興産業集積区域…工業団地等
(例) 郡山西部第二工業団地



〈観光関連産業〉

- 観光関連産業集積区域…温泉地等
(例) 土湯温泉



対象地域

対象事業者

「避難指示の対象となった区域」に
H23. 3. 11時点で事業所が所在していた
法人・個人事業者

(福島再開投資等準備金の活用には、主たる事業所が所在していたことが要件)

左記以外の
法人・個人事業者

法人・個人事業者
(ただし、業種の制限あり)

新設法人
(ただし、業種の制限あり)

事業実施時期

数年の準備期間の後
事業再開したい

既に事業再開済み
または早期再開予定

既に事業開始済み
または早期開始予定

既に事業開始済み
または早期開始予定

数年の事業実施の後
再度投資したい

必要な手続き

計画の認定

「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」

所在の確認または
計画の認定

計画の認定

「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」

事業者(計画)の指定
実績報告の認定 ※毎年度

事業者(計画)の指定
実績報告の認定 ※毎年度

投資準備

雇用・投資

雇用・投資

雇用・投資

投資準備

福島再開投資等準備金
◎H27年度新設

- 最大3年間、積立可能(課税の繰り延べ)
- 準備金を取り崩して投資した場合、右欄「国税②」の特例が活用可能
- 積立終了から2年経過後は、益金算入を開始(3年均等) [所得税・法人税]

課税の特例

国税(所得税・法人税)・地方税の主な優遇措置

【国税】

- ① 被災者等を雇用した場合(5年間)
…給与等支給額の税額控除
- ② 設備投資を実施した場合
…特別償却または取得価格の税額控除 など

※ 税額控除の割合は、利用する特例の種類によっても異なります。

【地方税】 (注)別途申請が必要

- ◆ 設備投資を実施した場合
…事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除または不均一課税措置

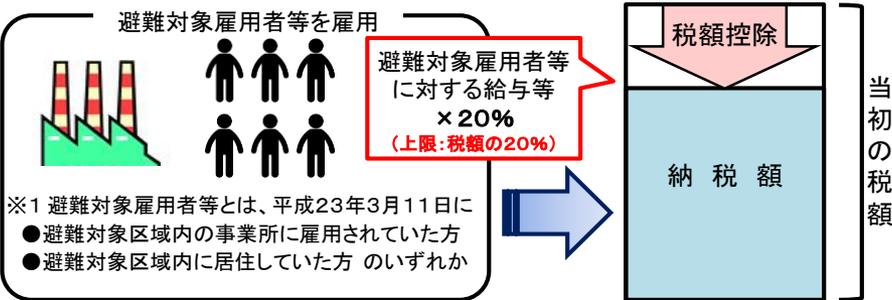
再投資等準備金

- 最大5年間、積立可能(課税の繰り延べ)
- 準備金を取り崩して投資した場合、即時償却が可能

2. 各課税の特例措置の概要

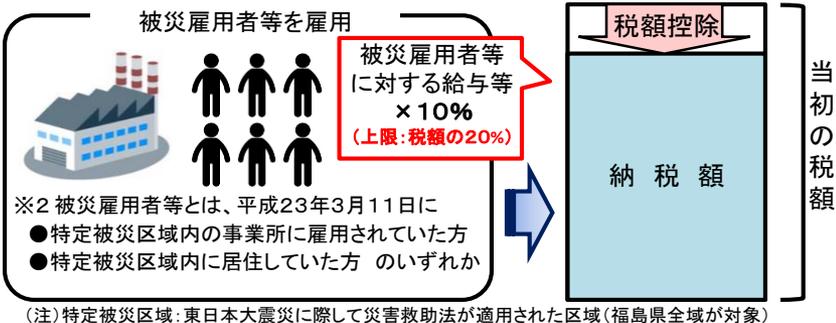
避難地域12市町村で事業を実施する場合

- 確認または認定を受けた個人事業者または法人は、避難対象雇用者等※1 に対する給与等支給額の20%を税額控除（確認・認定を受けた日から5年間）



県内その他の市町村で事業を実施する場合

- 指定を受けた個人事業者または法人は、被災雇用者等※2 に対する給与等支給額の10%を税額控除（指定を受けた日から5年間）



- 確認または認定を受けた個人事業者または法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却または税額控除

特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置	即時償却		機械・装置	15%
建物・附属施設 構築物	25%	建物・附属施設 構築物等	8%	

上記の場合: 申請により、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除または不均一課税措置も可能
(注) ただし、認定の場合は、計画に記載した投資に対してのみ課税の特例が適用可能

- 指定を受けた個人事業者または法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却または税額控除

特別償却		選択適用	税額控除	
機械・装置	即時償却		機械・装置	15%
建物・附属施設 構築物	25%	建物・附属施設 構築物等	8%	

上記の場合: 申請により事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除または不均一課税措置も可能
その他、開発研究用資産を取得した際は、即時償却および即時償却したうちの12%を税額控除
(注) ただし、計画に記載した投資に対してのみ課税の特例が適用可能

【福島再開投資等準備金】

- 認定を受けた個人事業者または法人が、事業再開のための準備金を積み立てた際、積立額を損金に算入（最大3年間）
- 再開投資した際には、特別償却が可能（機械・装置100%、建物等25%）



☆ 建物等の新設・増設・更新・修繕のための積立が可能(毎年度、投資予定額の1/2が積立限度)
☆ H23. 3. 11当時、旧緊急時避難準備区域に所在していた事業所は、この準備金の対象とならない

【再投資等準備金】

- 指定を受けた新設法人が、再度投資するための準備金を積み立てた際、積立額を損金に算入（最大5年間）
- 再度投資した際には、即時償却が可能



☆ 建物等の新設・増設・更新のための積立が可能(毎年度、所得額が積立限度)

3. 避難地域 1 2 市町村において課税の特例を活用することができる期間

- 課税の特例を活用することができる期間は、事業実施場所の解除時期により異なる。
- 原則、「雇用」及び「準備金」は解除日から3年、「設備投資」は解除日から5年以内の手続き※が必要。

※ 避難指示解除前も申請可能

制度概要 ※ 避難指示解除前も申請可能		事業実施場所		
対象者	期間	居住制限区域	避難指示解除準備区域	解除区域
確認  H23.3.11 避難対象事業者 「避難指示の対象となった区域」に、 H23. 3. 11時点で 事業所が所在して いた法人・個人事業者 (C「投資準備」制度の活用には、 主たる事業所が所在していたことが要件) ※ただし、旧緊急時避難準備区域に 事業所が所在していた法人・個人事業者 は、C「投資準備」制度の対象とならない	(A) 雇用 ① 確認は、事業実施場所の 避難指示解除日から3年以内 にもらうこと ② 適用期間は、確認を受けた日 から5年間	①	確認	解除区域
	(B) 投資 ① 確認は、事業実施場所の 避難指示解除日から5年以内 にもらうこと ② 上記①の期間に行われた投資 に対して特例が適用	① + ②	① + ②	確認
認定  H23.3.11 避難対象事業者 以外の法人・個人 事業者 (ただし、確認を受けていない 法人・個人事業者を含む) ※ただし、旧緊急時避難準備区域は、企業立地促進計画の提出日	(C) 投資準備 ① 申請は、事業実施場所の 避難指示解除日から3年以内 に行うこと ② 認定を受けた日以降、 最大3年間の積立が可能 ※ただし、積立期間の末日は、 避難指示解除日から5年以内	①	申請	解除区域
	(D) 雇用 ① 認定は、事業実施場所の 避難指示解除日*から3年以内 にもらうこと ② 適用期間は、認定を受けた日 から5年間	① + ②	① + ②	認定
	(E) 投資 ① 認定は、事業実施場所の 避難指示解除日*から5年以内 にもらうこと ② 上記①の期間に行われた投資 に対して特例が適用	① + ②	認定	解除区域

(注1) 旧緊急時避難準備区域で事業を実施する場合の各種手続き期限・・・A「H26.9.29まで」、B「H29.3.30まで」、C「H28.5.6まで」、D「H28.6.9まで」、E「H30.6.9まで」

(注2) 特に認定については、事業実施場所の避難指示の状況や市町村の復興計画の内容を踏まえ、推進されるべき事業かどうか判断の上、行うものとする。

(注3) E「投資」で、準備金積立後、解除から5年を経過した場合、①合計1,000万円超のもの、②機械装置の合計が100万円超のものいずれかに該当する場合に限り特別償却可能。